

岐阜県公報

目次

告示

災害救助法に基づく救助の実施

(防災課)

ページ

告示

号外(一) 平成三十年七月八日

岐阜県告示第三百六十六号の二

平成三十年台風第七号及び前線等に伴う大雨による災害に関し、一の表の中欄に掲げる日から、同表の下欄に掲げる市町村の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助を実施する。

なお、同法第十三条第一項の規定により、二の表及び三の表に掲げる事務をこれらの市町村の長が行うこととする旨の通知をしたので、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第百二十五号）第十七条第二項の規定により告示する。

平成三十年七月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 適用日及び適用市町村名

一	平成三〇・七・六	高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村及び大野郡白川村
二	平成三〇・七・八	岐阜市、美濃市、加茂郡富加町及び加茂郡川辺町

二 一の表一の項に掲げる市町村の長が行うこととした事務の内容及び期間

避難所の設置	平成三十年七月六日から七月十二日まで
応急仮設住宅の供与	平成三十年七月六日から平成三十二年七月五日まで

三 一の表二の項に掲げる市町の長が行つたこととした事務の内容及び期間

炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	平成三十年七月六日から七月十二日まで
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	平成三十年七月六日から七月十五日まで
医療	平成三十年七月六日から七月十九日まで
助産	平成三十年七月六日から七月十二日まで
被災者の救出	平成三十年七月六日から七月八日まで
被災した住宅の応急修理	平成三十年七月六日から八月五日まで
学用品の給与	平成三十年七月六日から八月五日まで
教科書	平成三十年七月六日から八月五日まで
文房具及び通学用品	平成三十年七月六日から七月二十日まで
埋葬	平成三十年七月六日から七月十五日まで
死体の搜索及び処理	平成三十年七月六日から七月十五日まで
障害物の除去	平成三十年七月六日から七月十五日まで

避難所の設置	平成三十年七月八日から七月十四日まで
応急仮設住宅の供与	平成三十年七月八日から平成三十二年七月七日まで
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	平成三十年七月八日から七月十四日まで
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	平成三十年七月八日から七月十七日まで
医療	平成三十年七月八日から七月二十一日まで
助産	平成三十年七月八日から七月十四日まで
被災者の救出	平成三十年七月八日から七月十日まで
被災した住宅の応急修理	平成三十年七月八日から八月七日まで
教科書	平成三十年七月八日から八月七日まで
文房具及び通学用品	平成三十年七月八日から七月二十一日まで

埋葬	平成三十年七月八日から七月十七日まで
死体の搜索及び処理	平成三十年七月八日から七月十七日まで
障害物の除去	平成三十年七月八日から七月十七日まで

平成三十年七月八日発行

発行者
岐阜市

発行所
岐阜市数田南二丁目一番一號

編集
岐阜市三輪ふりんとびあ十三一 岐阜文芸社